

会 議 名 称	令和4年度第2回 市川市個人情報保護審議会	
議 題 等	<p>諮問事項</p> <p>ア「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】」に係る検討について</p> <p>イ「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】」に係る検討について</p>	
開 催 日 時	令和4年12月20日(火) 15:00 ~ 15:53	
開 催 場 所	市川市役所第1庁舎 5階 第3委員会室	
出席者	委 員	小林 俊之(会長)、松原 いつ子(副会長)、小島 千鶴、國松 里美、加藤 久善、松尾 順子、勝田 信篤
	事 務 局	【総務部総務課】樋口課長、宮本副参事、中川主幹、牛腸主査、丹治主査
	説 明 課 及び職員	<p>【保健部】二宮部長</p> <p>【保健部新型コロナウイルス対策課】倉課長、森本主幹、中村主任</p> <p>【市民部】蛸島部長</p> <p>【市民部市民課】菊池課長、永嶋副主幹</p> <p>【情報政策部情報システム課】宇津木課長、今村主幹、藤田副主幹、清水主任</p>
傍 聴	<input type="checkbox"/> 可(人) / <input checked="" type="checkbox"/> 不 可	
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙	特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問し、検討を行った。	
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・新型コロナワクチン接種に関する事務 全項目評価書の要点説明 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【新型コロナワクチン接種に関する事務】 ・住民基本台帳に関する事務 全項目評価書の要点説明 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【住民基本台帳に関する事務】 	
特 記 事 項	新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、今回の会議の傍聴は「中止」とさせていただきます。	

別 紙

令和4年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【事務局】

それでは、ただいまから、令和4年度第2回市川市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日の出席委員のご報告をさせていただきます。本日は8名中7名の委員にご出席いただいておりますので、市川市個人情報保護審議会規則第3条第2項(委員の半数以上の出席がなければ開くことができない)に定める定足数に達しており、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

(配布資料の確認)

つづきまして、本日の会議の内容につきましては、議事録を作成して公開したいと考えております。そのため、会議の録音につきましてご了承いただきますようお願い申し上げます。

また、会議の傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、現在、市民等の傍聴は中止としているため、傍聴者はございません。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の議題は、

「諮問事項ア(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】に係る検討について)」と

「諮問事項イ(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】に係る検討について)」の2件となっております。小林会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【小林会長(議長)】

それでは、令和4年度第2回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、「諮問事項ア(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】に係る検討について)」を議題としたいと思います。

事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

ご審議いただくに当たり、事務局より特定個人情報保護に関する評価についての制度の説明をさせていただきますいたきたいのですが、よろしいでしょうか。

【小林会長(議長)】

認めます。

【事務局】

それでは、「特定個人情報保護に関する評価について」の制度のご説明をさせていただきます。
各課の諮問を行う前に、マイナンバー制度及び今回ご審議いただく特定個人情報保護評価の概要について説明させていただきます。

資料の1ページ目からご覧ください。

マイナンバー制度とは、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」という3つの目的をもって、平成28年度より開始された制度です。

社会保障・税・災害対策の分野に限り、異なる行政機関の間で情報を連携することができます。

複数の機関に存在する個人の情報が同一であることを確認するために活用され、利用者・行政機関ともに手続が効率的になりました。

次のページ(2ページ目)に参ります。

マイナンバー制度において、マイナンバーや個人情報の漏洩、不正利用などの懸念点が挙げられますが、これらの懸念を払拭するために、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は現に保有している国や地方公共団体に対し、法律で特定個人情報保護評価を義務付けています。

マイナンバーの漏洩やその他の事故などが起こるリスク、その影響を分析し、適切な措置を定め、これらの内容を評価書として取りまとめ、国の機関である個人情報保護委員会のWebサイト上で広く公表しております。

評価は1度ではなく継続的に行っており、年に1回以上評価書を見直し、重要な変更があれば再度評

価を実施し、重要な変更がなくとも、5年に1度は再評価しております。

評価が義務付けられるのは、「特定個人情報ファイル」、いわゆる、マイナンバーを含む個々人の情報をまとめたデータベースのようなものを取扱う事務が対象となり、それぞれの事務ごとに評価を行い、評価書を作成しております。

次のページ(3ページ目)に参ります。

評価には「基礎項目評価」、「重点項目評価」、「全項目評価」があり、対象人数や取扱者数、重大事故の有無によって実施する評価が異なります。

今回ご審議いただく2件については、いずれも対象人数が30万人を超えることから、全項目評価の実施が義務付けられております。

次のページに参ります。4ページ目をご覧ください。

評価の判別基準はこちらの「しきい値判断」とおりとなります。

5ページ目をご覧ください。

今回の全項目評価の実施に当たっての流れをご説明します。

まず、ご審議いただく2件とも、重要な変更が生じたため再評価が義務付けられております。

全項目評価の実施に当たっては、個人情報保護委員会の定める指針により、市民の意見を求め、必要な見直しを行った評価書について第三者点検を受けることとされております。

市民への意見聴取としては、10月17日から11月15日までの30日間、市のWebサイト・所管課・中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター情報資料室にて評価書案を公表し、意見を募るパブリックコメントを実施いたしました。

実施した結果、特に意見はございませんでした。

パブリックコメントが終了いたしましたので、本日、第三者点検として、個人情報保護審議会でご審議いただき、その後、個人情報保護委員会へ提出、公表を行います。

次のページ(6ページ目)に参ります。

全項目評価書で記載される主な項目について説明いたします。

大きな項目としては、「基本情報」、「特定個人情報ファイルの概要」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「その他のリスク対策」、「開示請求先、問合せ先」、「評価実施手続」の6つでございます。

I「基本情報」では、事務の内容や使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由などを、

II「特定個人情報ファイルの概要」では、記録する情報、情報の入手元、使用目的、使用方法、委託状況、保管場所などについて、

III「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、入手、使用、委託、情報の提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去などに関するリスク対策について、

IV「その他のリスク対策」では、自己点検や監査の体制、従事者に対する教育・啓発について、

V「開示請求・問合せ」では、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先について、

VI「評価実施手続」では、基礎項目評価の実施日や住民への意見聴取の結果、第三者点検の結果などを記載することとなっております。この項目はまだ未記入となっております。

7ページ、8ページにかけて、最後に、本審議会で審議いただくに当たって、審査の観点をご説明します。

適合性と妥当性という2つの視点から審査いただきたいと思います。

評価の適合性としては6つのポイントがございます。

1つ目。しきい値判断に誤りはなく適切な評価を実施しているかどうか。

2つ目。適切な実施主体が実施しているか。

3つ目。公表しない部分がある場合、その範囲は適切か。

4つ目。適切な時期に実施しているか。こちらについては原則、事務の変更前に実施することとされています。

5つ目。適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

6つ目。事務の実態に基づき、評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。

次のページ(8ページ目)に参ります。

評価の妥当性については7つのポイントがございます。

1つ目。担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。

2つ目。事務の内容の記載は具体的か。

3つ目。事務における特定個人情報の流れを記載しているか。

4つ目。特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか。

5つ目。特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か。

6つ目。リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。特定個人情報保護評価の目的は本資料2ページ目に記載がございますのでご確認ください。

7つ目。お手元の評価書の表紙に記載されております「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

こちらは市川市全体で統一した宣言を行っており、市川市のすべての評価書で共通したものとなります。

以上の観点に基づき、この後説明がございます評価書についてご審議いただきたく存じます。

説明は以上です。

【小林会長(議長)】

ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

ご質問、ご意見等他になければ、審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

【小林会長(議長)】

それでは、審議に入りたいと思います。

事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

諮問事項アをご審議いただく前に、二宮保健部長より『諮問書』を会長にお渡しし、所管部から諮問案件のご説明をさせていただきたいので、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

【小林会長(議長)】

認めます。

(入室後、二宮保健部長、小林会長席前に移動し、諮問書を読み上げ、手交)

【事務局】

ここで、二宮保健部長は、公務のため、退出させていただきます。

(二宮保健部長 退出)

【小林会長(議長)】

それでは、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関(新型コロナウイルス対策課)】

それでは、「特定個人情報保護に関する評価書の承認について」ご説明をさせていただきます。

はじめに、「諮問の趣旨」からご説明いたします。

本市では、令和3年度より、予防接種法に基づく臨時接種である新型コロナワクチン接種を実施しておりますが、事務を行うに当たり特定個人情報ファイルを取り扱うことから、特定個人情報保護評価を行い、評価書を公表しておりました。

しきい値判断につきましては、本事務の対象者である新型コロナワクチンの接種対象者は30万人以上となりますので、全項目評価としています。

今回、この内容に重要な変更が生じたため、評価の再実施を行うものです。

なお、重要な変更に伴う評価の再実施は、重要な変更の前に行うことが原則ですが、今回は、感染症

のまん延予防が目的であることを理由に、例外的に、国の特定個人情報保護評価に関する規則における災害その他やむを得ない事由の発生時の規定を適用し、事後の実施とさせていただいております。

評価の再実施に当たっては、重要な変更を反映した全項目評価書の案を作成し、これについて住民の皆様へのパブリックコメントの実施を完了したため、このたび、第三者による点検として、評価書の妥当性・適合性につきまして、本審議会に諮問させていただくものです。

「諮問の趣旨」の説明は以上でございます。

次に、「評価書の内容」についてご説明いたします。

今回、本審議会に第三者点検をご依頼しますが、お手元の「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」となります。

時間も限られておりますので、恐れ入りますが、評価書の要点をまとめました、A3横の資料「新型コロナワクチン接種に関する事務 全項目評価書概要説明資料」をお手元にご用意させていただきましたので、この資料を元にご説明をさせていただきます。

まずは、ワクチン接種記録システム、略して「VRS」について説明いたします。

市町村が予防接種法に基づく予防接種を行う場合、接種日やどのワクチンを打ったか、何回目かなどの接種情報を予防接種台帳に記録し保管することが義務付けられています。

この役目を担っているのがVRS「ワクチン接種記録システム」です。

すなわちVRSとは、予防接種台帳の管理を効率的に行い、また、システムを通して接種の進捗状況をリアルタイムで把握できるようにするため、デジタル庁が導入し、すべての市町村に提供しているクラウド上のシステムです。

これを踏まえまして、概要説明資料の左の概要図にございます、マイナンバーの利用に関する①から④までの業務の流れについて順番に説明いたします。

①です。

市はVRSに事前に接種対象となる住民の情報を登録しておきます。氏名、生年月日、性別、マイナンバーなどです。

②です。

住民の皆様が病院やクリニック、集団接種会場でワクチンを接種します。接種終了後、VRSに接種日やワクチンの種類、個人の接種番号が登録されます。

③です。

市はVRSに登録された住民の皆様接種情報を確認し、ワクチン事業の進捗状況の把握をします。

また、その情報をもとに、次の接種券の発行を行ったり、接種証明書の発行を行ったり、転入者・転出者の接種の手続や健康被害者の救済事務等を行ったりします。

④です。

接種証明書ですが、住民の皆様はスマートフォンの接種証明書アプリで電子版の接種証明書を取得することができます。また、コンビニのキオスク端末で紙の接種証明書を取得できます。

この④が、今回追加となります、重要な変更該当する部分となります。

従前の方法では、住民の皆様が市役所へ来庁又は郵送によって接種証明書の申請や受理が必要でしたが、このサービスを利用すれば、住民の皆様は、市役所に来庁せずとも、また、土日祝日や夜間であっても、マイナンバーカードを利用して、待ち時間なしで接種証明書の申請・発行が可能となります。

12月15日時点の調査で、市川市が住民の皆様が発行した接種証明書の枚数は、累計約95,000枚ですが、このうちの9割近くが、接種証明書アプリやコンビニ交付での発行となっており、住民の皆様からもその利便性の高さを評価していただいていると考えています。

つづきまして、資料の右側の、「リスク対策」と記載してあります箇所をご覧ください。

先ほどご説明しました①から④までの各段階におけるリスク対策について、ご説明いたします。

① 市川市では、日々、転入・転出や、出生・死亡・婚姻等による住民情報の変更が生じています。

VRS上の住民情報を最新の情報に保つため、市の住民基本台帳のシステムから、最新の住民情報を日々入手し、VRSの住民情報を更新しています。

② VRSには、業務上、情報の登録や閲覧のための通信を行う必要がありますが、あらゆる通信を許可しますと、サイバー攻撃を受けるリスクが高まります。サイバー攻撃対策のため、登録作業ができる端末を、デジタル庁がVRSとの通信を許可しているVRS専用のタブレットに限定しています。また、登録時の通信を暗号化しています。

③ ②と同様の考えにより、サイバー攻撃対策のため、VRSに登録された情報はインターネットから隔離し、VRSの情報の確認ができる者を、行政専用の回線・パソコンから、許可された職員がアクセスした場合のみに限定しています。

④ なりすまし防止のため、接種証明書アプリとコンビニキオスク端末のいずれの場合でも、接種証

明書を取得するときには、マイナンバーカードと暗証番号の2つで本人確認が必要となっています。
また、サイバー攻撃対策のため、通信を暗号化しています。

この④が、今回の重要な変更に伴い、「新たに行うリスク対策の部分」となります。

「技術的なリスク対策」につきましては、VRSや接種証明書アプリ、コンビニ交付は、いずれも国が導入しているサービスであり、国から提供された資料からも、十分な対策が取られているものと認識しております。

「人的・物理的なリスク対策」につきましては、市川市において、担当職員全員を対象に個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施するなどし、十分な対策を行っています。

「評価書の内容」の説明は以上でございます。

【小林会長(議長)】

それでは審議いたします。ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

【松原副会長】

評価書26ページの「3. その他のリスク対策」として「万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。」とされていますが、現時点で具体的な案はありますか。

【諮問実施機関(新型コロナウイルス対策課)】

万一情報漏えいがあった場合には、市の情報セキュリティポリシーの中にシステムの構築の体制がありますので、それに従って早急迅速に対応してまいりたいと思います。

【松原副会長】

わかりました。よろしくお願いします。

もう一点ありまして、これまでのご説明の中で、リスク対策としてサイバー攻撃対策のため、専用タブレットで行うとされていますが、これは、国から貸与されるものなのでしょうか。

【諮問実施機関(新型コロナウイルス対策課)】

国から貸与されるものとなります。

【松原副会長】

わかりました。ありがとうございます。

【小林会長(議長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【小林会長(議長)】

ご異議がないようですので質疑を終えます。

新型コロナウイルス対策課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(新型コロナウイルス対策課職員 退出)

【小林会長(議長)】

つづきまして、「諮問事項イ(特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】に係る検討について)」を議題としたいと思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

諮問事項イをご審議いただく前に、蛸島市民部長より『諮問書』を会長にお渡しし、所管部から諮問案件のご説明をさせていただきたいので、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

【小林会長(議長)】

認めます。

(入室後、蛸島市民部長、小林会長席前に移動し、諮問書を読み上げ、手交)

【事務局】

ここで、蛸島市民部長は、公務のため、退出させていただきます。

(蛸島市民部長 退出)

【小林会長(議長)】

それでは、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関(市民課)】

それでは、「特定個人情報保護に関する評価書の承認について」ご説明をさせていただきます。

まず、制度概要についてご説明いたします。

マイナンバー法及び特定個人情報保護評価指針では、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルをシステムで取り扱う場合においては、情報の入手方法や漏えい等のリスクへの対策等、詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成し、その内容について、パブリックコメントの実施及び各自治体が設置する個人情報保護審議会等による点検を経た上で、国の個人情報保護委員会に提出するとともに、インターネット上で公表することが定められております。

また、すでに評価書の提出や公表を行っていても、重要な変更が生じた場合や、公表から5年が経過する場合は、評価の再実施を行うことになっております。

本件は、マイナンバーを取り扱う事務に重要な変更が発生したことから、評価の再実施を行うものです。

重要な変更の内容といたしましては、行政サービス端末やコンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票など各種証明書の発行を行うコンビニ交付システムについて、令和4年度に再構築を行い、提供方式を「オンプレミス方式」から、「クラウド方式」に変更することとなっております。

先に送付させていただきましたA4の資料「住民基本台帳の事務に関する事務全項目評価の再実施について」に沿ってご説明いたします。

はじめに、市川市のコンビニ交付システムは老朽化が進んでおりましたので、再構築をする必要がございました。そこで、今までのシステムから変更し、富士通が提供している「LGWAN-ASPサービス」を利用することいたしました。

この「LGWAN-ASPサービス」とは、マイナンバーカードの作成等を行っている「地方公共団体情報システム機構」が運営する行政専用のネットワーク上で、国の行政機関や自治体、民間企業が各種行政事務サービスを提供するものとなっております。

本市で利用している例といたしましては、法務課の「例規集データベースシステム」や市民課の「異動受付支援システム」が挙げられます。

次にコンビニ交付について、ご説明いたします。

マイナンバーカードや住基カードを利用して、第一庁舎や行徳支所に設置した行政サービス端末やコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して、住民票や印鑑登録証明書等が取得できるサービスとなっております。開庁時間以外や窓口に行かなくても証明書が取得でき、証明発行手数料も窓口より50円安くなっております。

次のページ(2ページ)をご覧ください。今回、変更いたします「クラウドサービス」について、ご説明いたします。今までは「オンプレミス方式」と呼ばれる方式が一般的となっております。自前でホストコンピュータを設置し、様々なプログラムをインストールして業務を行っておりました。クラウドサービスとは、自前のホストコンピュータ等を持たず、事業者が提供するサーバーやソフトウェアを利用して業務を行います。参考までに申し上げますと、今回は既存の住民記録システムは変更せず、コンビニ交付システムのみがクラウド化されるものとなっております。

メリットといたしましては、事業者のサーバー等を利用するので、「システム構築にかかる時間を大幅に短縮できること」や「運用コストが低いこと」、「サーバーやネットワークの監視や障害対応の削減」等が挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、事業者のサーバーを利用するため、「カスタマイズに制限があること」、「メンテナンスによる停止日があること」等が考えられます。

次のページ(3ページ)をご覧ください。コンビニ交付システムの導入実績の推移について、ご説明いたします。

これは導入を予定している富士通の実績となりますが、表にあるとおり、近年では、クラウド方式を採用する自治体が殆どとなっております。

最後に、最も重要となるデータを保管するデータセンターのセキュリティ対策について、ご説明いたします。

まず、「物理的な対策」といたしましては、不正侵入防止のために監視カメラ及びICカード二重扉を設置しております。

次に、セキュリティーゲートにより、1回の解錠で複数人が入る「共連れ」を防止しております。

また、各サーバールームには、静脈認証を設置し、入退館は24時間365日の有人監視を行っております。

「技術的対策」について、ご説明いたします。通信回線は、先ほどご説明いたしましたLGWAN回線を使用し、VPN装置により通信データを暗号化しております。

次に、ファイアウォール等を設置して特定の通信のみを許可し、不正なアクセスを検知した場合はアクセスを遮断いたします。

最後に、導入しているOSとミドルウェアについては、セキュリティパッチ(OSの脆弱性を解消するための追加プログラム)の適用を行っております。

市民課からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【小林会長(議長)】

それでは審議いたします。ただ今のご説明に対し、ご質問、ご意見等があれば挙手をお願いします。

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【小林会長(議長)】

ご異議がないようですので質疑を終えます。

市民課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(市民課職員 退出)

【小林会長(議長)】

それでは、これで本日の審議を終了したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【小林会長(議長)】

ご異議がないようですので、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

【事務局】

(次回開催の日程調整その他事務連絡)

【小林会長(議長)】

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉 会)